

平成 18 年 4 月 1 日制定

平成 19 年 3 月 6 日改正

平成 20 年 3 月 3 日改正

平成 22 年 5 月 1 日改正

小松市ホームページバナー広告掲載要領

(目的)

第 1 条 この要領は、小松市ホームページ（以下「市ホームページ」という）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市ホームページ 小松市が管理するホームページのことをいう。

(2) バナー広告 市ホームページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するホームページにリンクするものをいう。

(広告の種類)

第 3 条 市ホームページに掲載する広告はバナー広告（以下「広告」という）とする。

(掲載可能な広告等の範囲)

第 4 条 市ホームページに広告を掲載することができる者、広告の内容、広告のデザイン及びリンク先ホームページ内容の範囲は、小松市有料広告掲載要綱第 4 条及び小松市有料広告掲載基準の規定に準ずるものとする。

2 市税の滞納がある者の広告は掲載しないものとする。

(広告の規格)

第 5 条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

大きさ 縦 70 ピクセル・横 140 ピクセル

形式 GIF（アニメ可）・JPEG

データ容量 5KB 以下

(広告の掲載ページ、位置及び枠数)

第 6 条 広告を掲載するページは市ホームページのトップページ及び「暮らしのガイド、

観光ガイド、働くガイド、市政ガイド」のメニュー画面とする。

2 広告の位置及び枠数は市長が指定する。

(広告の掲載期間)

第7条 広告を掲載する期間は、1か月単位とする。

2 広告掲載の開始日及び終了日は別途市長が定める。

3 広告掲載希望者が望むときは、市長は複数月の申込み及び掲載を認めることができる。

(広告掲載希望者の募集)

第8条 広告掲載希望者の募集は、市ホームページ及び広報こまつ等の広報印刷物で公募することとする。

2 募集は、広告枠を新たに設置したときまたは広告枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。

3 市長は、公募を行うにあたって、広告主となり得る者及び広告会社に対し、広告掲載の案内をすることができるものとする。

(広告掲載の申し込み)

第9条 市ホームページへの広告掲載希望者は、バナー広告掲載申込書(様式第1号)により、郵送、FAXまたは電子メールで、市長が指定する期間内に申し込むこととする。

(広告掲載の決定)

第10条 市長は、第4条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

2 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について広告掲載希望者に通知(様式第2号の1及び様式第2号の2又は様式第3号)する。

3 市長は、広告掲載希望者が、第6条に規定する枠数を超えたときは、次の順位により決定する。なお、同順位のものの中では掲載希望月数の多いものを優先することができる。

(1) 公社、公団、公益法人及びそれに類するもの

(2) 公共的性格のある私企業で、市内に事業所等を有するもの

(3) 前号に規定するもの以外の私企業または自営業で市内に事業所等を有するもの。

(4) その他私企業または自営業等

4 前項の規定によっても、広告掲載希望者が第6条に規定する枠数を超えるときは、抽選により決定する。

(広告掲載内容の承諾)

第11条 広告掲載可の決定を受けた者(以下「広告主」という)は、掲載内容及び条件等を記載した承諾書(様式第4号)を市長に提出する。

(広告原稿の作成及び提出)

第 12 条 広告主は、広告原稿を市長が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲載料)

第 13 条 広告掲載料については、トップページは 1 枠につき月額 10,000 円、「暮らしのガイド、観光ガイド、働くガイド、市政ガイド」のメニュー画面は 1 枠につき月額 4,000 円とする。

2 広告主は、広告掲載料を市長の指定する期日までに、一括前納するものとする。

(広告内容、デザイン等の審査及び協議)

第 14 条 広告の内容及びデザイン等については、小松市及び市ホームページの信用性及び信頼性等を損なうことのないよう、広告主と小松市が協議することとする。

2 デザイン等広告表現に関する基準は、第 4 条に規定するものの他は、市長が別途定める。

(広告内容等の変更)

第 15 条 市長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページ内容等が各種法令に違反している、あるいはそのおそれがある、またはこの要領等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取り消し)

第 16 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手段を要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。

(2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。

(3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき。

(4) 広告主、バナー広告の内容又はリンク先ホームページの内容等が、各種法令に違反している、あるいはそのおそれがあるとき、又はこの要領等に抵触するものであるときで、前条の規定によっても解消できないとき。

(5) その他、市ホームページへの広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。

(広告掲載の取り下げ)

第 17 条 広告主は自己の都合により、市ホームページへの広告掲載を取り下げることがで

きるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により市長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

第18条 広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載を取り消した日以降の日数で按分し、10円以下を4捨5入した額とする。

3 第1項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

(広告掲載期間の延長)

第19条 広告掲載期間内に、小松市の都合で市ホームページを閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

2 広告主の責に帰さない理由により、小松市が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて、掲載期間を延長する。

ただし、広告を掲載できなかった日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(広告主の責務)

第20条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(リンク先)

第21条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更の1週間前までに小松市の担当部署に連絡するものとする。

(疑義等の決定)

第22条 この要領に疑義があるとき、又はこの要領に定めのない事項については、別途協議の上定めるものとする。

(その他)

第 23 条 この要領に定めるもののほか、広告に関して必要な事項は小松市有料広告掲載要綱の規定を適用する。

第 24 条 前条に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 19 年 3 月 6 日から施行する。ただし、この要領の施行前までに申請した者の取扱については、なお従前の例による。

附則

この要領は、平成 20 年 3 月 3 日から施行する。ただし、この要領の施行前までに申請した者の取扱については、なお従前の例による。

附則

この要領は、平成 22 年 5 月 1 日から施行する。